

水野道秀師著

授戒の心得

發行所

其中堂書店

會河安心志行



本證

懺悔滅罪

受戒入位

發願利生

行持報恩

妙修

修證不二

高祖承陽大師の曰く、夫れ諸佛の大戒は、諸佛の護持し玉ふ所なり、佛々の相授あり、祖々の正傳あり、受戒は、三際を超越し、證契は、古今に聯綿たり、我が、大師釋迦牟尼佛陀、摩訶迦葉に附授し、迦葉阿難陀に附す、乃至嫡々相授し、云々とありて、抑本宗の授戒は、大師釋尊より、迦葉尊者に傳授せられ、迦葉尊者は、亦之を阿難陀に、嫡授せられ、夫より五十一代、展傳して、我が、高祖承陽大師に到り玉ひぬ、則ち大師は遠く宋土(支那)に航し、天童淨祖より、之を嫡傳して歸朝し玉ひ、後ち之を祖境華禪師の相授せられ、展傳して、今に至り、本宗傳法以上の僧衆には、皆な之を相承せられたり、而して斯の大戒の、展傳授受は、恰も一器の水を、一器に移すが如く、其の間に、毫髮計りも、餘隙を交へず、洵とに顔と顔と相對し、手と手と相接して血脉を授受し、之を正傳し玉ひぬ、故に本宗の戒法は、佛祖正傳普應大戒と稱し

我戒乃心得

第一章 受戒の功徳



水野道秀私述

特51  
270

高祖承陽大師の曰く、夫れ諸佛の大戒は、諸佛の護持し玉ふ所なり、佛々の相授あり、祖々の正傳あり、受戒は、三際を超越し、證契は、古今に聯綿たり、我が、大師釋

迦牟尼佛陀、摩訶迦葉に附授し、迦葉阿難陀に附す、乃至嫡々相授し、云々とありて、抑本宗の授戒は、大師釋尊より、迦葉尊者に傳授せられ、迦葉尊者は、亦之を阿難陀

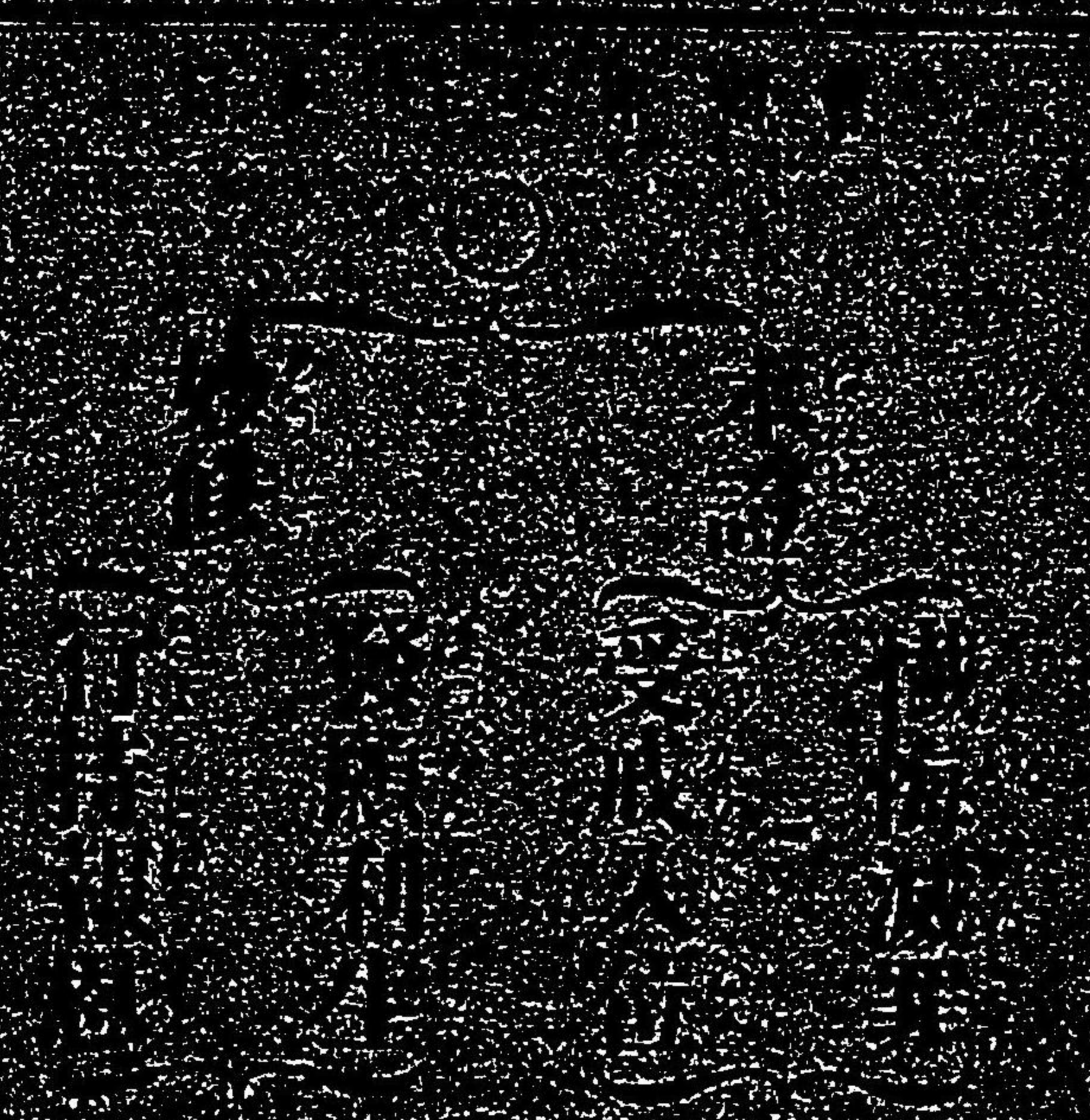
に、嫡授せられ、夫より五十一代、展傳して、我が、高祖承陽大師に到り玉ひぬ、則ち大師は遠く宋土(支那)に航し、天童淨祖より、之を嫡傳して歸朝し玉ひ、後ち之を

祖境華禪師の相授せられ、展傳して、今に至り、本宗傳法以上の僧衆には、皆な之を相承せられたり、而して斯の大戒の、展傳授受は、恰も一器の水を、一器に移すが

如く、其の間に、毫髮計りも、餘隙を交へず、洵とに顔と顔と相對し、手と手と相接

して血脉を授受し、之を正傳し玉ひぬ、故に本宗の戒法は、佛祖正傳普應大戒と稱し

○受戒の功徳



我戒乃心得

○第一章 受戒の



水野道秀私述

特51  
270

高祖承陽大師の曰く、「夫れ諸佛の大戒は、諸佛の護持し玉ふ所なり、佛々の相授あり、  
 諸々の正傳あり、受戒は、三際を超越し、證契は、古今に聯綿たり、我が、大師釋  
 迦牟尼佛陀、摩訶迦葉に附授し、迦葉阿難陀に附す、乃至嫡々相授し」云々でありて、  
 本宗の授戒は、大師釋尊より、迦葉尊者に傳授せられ、迦葉尊者は、亦之を阿難陀  
 に傳授せられたり、五十二代、展傳して、我が、高祖承陽大師に到り玉ひぬ、則  
 ち本師は遠く東洋(東洋)に航し、天童淨祖より、之を嫡傳して歸朝し玉ひ、後ち之を、  
 工藤兼光師の傳授せられ、展傳して、今に至り、本宗傳法以上の信衆には、皆な之  
 を相承せられたり、而して斯の大戒の、展傳授受は、恰も一器の水を、一器に移すが  
 如く、其の間に、毫髪計りも、餘隙を交へず、尚とに顔と顔と相對し、手と手と相接  
 し、血脈を授受し、之を正傳と玉ひぬ、故に本宗の戒法は、佛真正傳の法を相承し

○本宗の戒法

て、彼の教家にて談する、五戒、十善、八齋戒等の戒律と、其の名稱は、相似たれども、其の義趣は、全く之れ等に異なれり、則ち本宗の授戒は、嫡々相承したる、面授と口訣に依りて、昔時靈山會上の儀式を、其儘に之を授受して、佛陀の位を繼がしむるものにて、戒師より斯の大戒を、受たるものは、三途八難の、衆苦を免かるゝのみならず、直に大覺世尊の、佛位に登るものにて、「戒經」に「衆生佛戒を受けば、諸佛の位に入る、位は大覺に同ふし了る、信とに是れ諸佛の子なり」と、斯く佛陀の證明し、宣誓し玉ふ所にして、一度此の大戒を受持せば、出家在家を問はず、五障三障の罪過を論せず、思量分別の、智識に依らず、坐禪觀法の、修行に依らず、住、行、向、地の階級に涉らずして、直に大覺世尊の位に登るものにて、之を本宗信者成佛の正因と稱し、則ち本宗信徒の安心を獲得するの基ひ、爰にありと知るべきなり、

○第二章 授戒道場之事

夫れ本宗授戒の道場は、之を蓮華藏界と稱し、則ち過去久遠劫の、教主盧舍那佛を始めとして、過去の七佛、過去莊嚴劫の、一千佛、現在賢劫の、一千佛、未來星宿劫の、

一千佛、是を三世の諸佛と云ふ並に得戒本師釋迦牟尼佛、文殊普賢の兩大士、歴代の祖師菩薩、日本大小神祇等を、斯の道場に降臨を仰ぎ、則ち壇上には種々の莊嚴を施し、諸種の供物を獻備して、誦經、唱讚、禮拜、恭敬を盡して、吾人が無始劫來より、六道の街に輪轉して、不知不識の間に、造作せし業障消滅の爲め、禮拜加行を勤め、無垢清淨の梵行を修して、菩薩の大戒を受け、佛位に登るべき、儀式を整ふるの道場なれば、則ち之れ嚴然たる、釋尊靈山の大會なりと心得べきなり、

○第三章 戒師之事

本宗授戒の戒師は、現前師と稱して、本宗の僧侶傳法相續以上の人にして、佛祖正傳の大戒を面授面稟せるものは、戒師として其の戒法を轉傳弘通して衆生濟度の任あるものなり、而して戒師は昔時靈山會上にありて、斯の大戒を授けられたる釋迦佛の位置にして、則ち今の戒師に釋迦牟尼佛として、其の相傳したる佛戒を授け玉ふものなれば、其の戒法を受る弟子たる者、謹みて、恭敬の心を以て此の師を尊重すべし、而して此の戒師を尊重恭敬せるは、則ち其の大法を敬ふなり、亦「戒經」に曰く「吾れは

之れ已成の佛なり、汝は之れ當成の佛なり」と則ち佛戒を受けたるものは已に成れるの佛なりと信し深く尊重すべし

○第四章 教授師の事

本宗授戒の教授師は、昔時靈山會上の華嚴界にありて、當來下生し玉ふ彌勒菩薩は、教授師と爲りて釋尊大戒授受し玉ふ法席を補弼し玉ひし勝鬪によりて、今に教授師を設くることなれば、則ち教授師は彌勒菩薩と心得て尊重の念、恭敬の心は闕く可からざるなり、

○第五章 引請師の事

本宗授戒の引請師は、昔時靈山會上釋尊の大會にありては、文殊菩薩羯磨師として大戒授受の法席に臨み、釋尊の教化を翼賛し玉へし芳躡に依りて勤めらるゝものなれば、大戒を受る戒弟は、吾等が文殊菩薩と心得て恭敬に怠らざるべし、

○第六章 禮拜加行之事

本宗の授戒を受るものは、期日七日間は毎日早朝より參詣して、禮拜加行を勵むべし

ことにて、則ち斯の禮拜加行を爲すは、我等が無始劫來より造りし罪業を消滅すべき爲め、懺悔の作法として之を修し、亦戒法の旨趣を聽聞して我等が凡心の曇りを霽らして佛戒を受る支度なれば、禮拜には種々の區別あれども、恭敬禮を修するなり、而して此恭敬禮は「敬ひの念心より發して、身口に運びて五輪を地に着くるなり」とありて、則ち離垢慧菩薩「所問禮佛法經」に曰く「我今五輪（五輪とは五體の謂にて、則ち左膝、右膝、右手、左手、頭頂、の五なり）佛に於て作禮するは、五道（天道、人道、地獄、餓鬼、畜生）と斷し、五蓋（貪欲、瞋恚、睡眠、掉悔、疑）を離るゝが爲めなり」云々とありて、要するに、授戒中の禮拜加行は「南無三世諸佛」と唱へて、禮拜せるものにて、則ち我等が口業の上に於て造りし罪業は、此の稱名の聲にて消滅し、身業の所謂手足の上にて造りし罪業は、禮拜に依りて消滅し、心念の上にて造りし罪業は、聞法の功德に依りて無明煩惱の結れも解けて、諸種の業障罪惑を消滅せしめ玉ふ、佛陀の加被冥護を哀求せるの勤行なれば「南無三世諸佛」と唱ふる聲は期かにして、上は有頂天の上に達し、下は那落の地獄の底に徹する迄に勵み勤むべき

なり、

○第七章

授戒中に於て齋を設くる事

授戒中に於て、供養と稱して、三時に小食（朝食）半時（晝食）藥石（晩食）會中の僧衆、及び授戒に就きたる、戒弟一同へ、お齋を設け、振舞ふるとあり、是れは信に功德廣大なることにて、既に前に述べし如く、斯の授戒の道場は、昔し靈山會上釋尊の佛會を其の儀今日に移したるものにて、此一會にあるの、僧衆方は申す迄もなく、授戒に就きたる、優婆塞（近事士、亦は善男）優婆夷（近事女、亦は善女）の戒弟は、皆な一會清淨の大衆にて、此の欲界の娑婆界にありしも、此の授戒の間は、朝より暮に至るまで、終日清淨離塵の、法門に心を籠め、身を委ねて、佛事を修行せるものなれば、此の清淨の大衆に、三時の食時を供養するは、其の功德最も廣大無邊なるものなり、都て人に物を施すは、何事にてても功德は廣大なるものなるも、貧民に施し、窮民を救ひ、若しくは、放生會と稱して、鳥魚の類の、生命を救ふとあり、之れ亦功德ありと雖も、此等の慈善事業は、是等の動物の、性精を思ひ恕して、此の世の

中に、永く生き長らへたしと云へる、所謂欲界の欲心をして満足せしむるに止まれり然るに此の授戒の僧衆及び信者に供養し齋を施すは、則ち此れ等の人々の、佛法僧三寶に歸依し、清淨離塵の法を修し、佛位に登り、法身の慧命を相續する爲めの食物となるものなれば、前の慈善事業と異にして、此の齋を施す所、直に佛法の法（施）に財施と法施との二種ありて、財施よりは、法施は功德最も大なりと説き玉へし理由あれども、爰に略すを施す譯けにも成り、所謂法施の功德を成すものなり、故に授戒會の道場に於て、供養の齋を設くることは、最も緊要のことなり、左れば僅かの資力蓄へある人は、喜んで供養施齋は致したることなりと、高祖承陽大師の曰く「藥水の一鉢も、如來に供じて、老婆生前の妙功德を得るの記別を授かり、菴羅の半果も一寺に捨して、能く育王最后の大善根を萌し、大果を感せり」とありて、則ち僅かに、藥水の一杯を、釋尊に供養して、妙功德を得るの、記別を、釋尊より授り、亦菴羅と稱する、桃の如き果實半分を、佛寺に施して、大善根の萌を生じ、遂に大ひなる果報を得せしとの御教示なり、而して藥水一鉢の因縁は、智度論の八に「昔時佛在世の

時代に、釋尊御弟子阿難尊者を従へ給ひ、舍婆提城と申す所より、婆羅門城と云へる地へ、托鉢に赴き給ひぬ。然るに此の城の國王は、外道の教に歸依せる王なれば、釋尊の托鉢に來り給ふを聞き、則ち其の城中の人民に令達を發して曰く、釋尊に食を與へ、或は釋尊に辭を交へ、談話するを嚴禁す。若し此の法度を、犯すものあれば、金五百文を罰金として課すべしと觸れ示せり。斯くて釋尊には、阿難尊者を従へ城中に入りて、托鉢し食を乞ひ給ふに、城中の家々は、皆な門戸を閉して、施す者更になかりき。左れば釋尊には、阿難尊者と共に、空虚の鉢を捧げて、空しく城中を徘徊し巡り給ふに一老婢ありて、米のかし汁（白水）を、破れたる瓦器の内に入れ、之を棄れとして門戸を出でたりしに、折しも釋尊の、御通行に出遇ひ、釋尊の御面相を見上奉りしに、釋尊には空鉢を捧げ給ひ、如何にも痛はしけなる様子を見上げ、心の内にて之にても、釋尊に施し申さんと思念せしに、佛は其の意旨を知ろしめし、鉢を伸べて藥水を受け給ふに、老婢は淨心に念じて、佛に施し、供養したりき。釋尊阿難尊者に語り給ふて言く、此の婢女は、此の供養の施しに依りて、十五劫の間、天上人間の中

に生れ、福德快樂を受て、惡道に墮せず。後ち男子の身を受け、出家學道して、辟支佛の位に登るなりと、記別し給ふとありき。亦菴羅の半果云々と聞へる因縁は、阿育王經卷の、第五にありて、「阿育王は、佛法歸依の國王にていませしが、其の太子阿闍世王は、無道暴惡の王にて、阿育王、命終の時に臨んで四十千萬金を、鷄寺（釋尊御在居の所）に贈與せんとせられしに、太子阿闍世王之を妨げ、遂に之を贈與せざりしに、阿育王は外に施すべき何に物も無く、僅かに自分の食時に用ゆる、金製の食器ありて、之を鷄寺に、送らむとて、之を施し給ひぬ。後ち亦施す物なかりしかば、阿育王は、跋羅目訶と云へる、侍臣を召し、之に語りて言く我れ會て國王として、一天萬乘の位にありしも、今は太子阿闍世王、無道暴惡の爲め、我れ自在を失へり、爰に唯だ我が手の中に菴羅果の、半分あるのみ、之を以て、我が最後の使として、鷄寺に抵り、我が語を告げよ。」阿育王衆僧の足を禮して曰く、昔しは一切閻浮提の土地を領分とせしも、今は唯だ、斯の菴羅果の半分あるのみ、是れ我が最後の布施物なり、願くは衆僧之を受けよ、此の物小なりと雖も、福德廣大ならんと云ふ」と、衆僧則ち

阿育王の半菴羅を受け、之を細末の粉と爲し、糞中に投入して、遍く衆僧に食せしめたりと、時に阿育王は、病床にありなから、侍臣に扶け起さしめて、遍く四方を觀じて、衆僧の方處に向ひて、掌を合せて言く、「今珍寶と留む、此の外大地乃至大海一切の物、盡く僧に施す」云々と告げて、命終し玉ふと、後ち斯の功德に依り、大果報を感せられしと、夫れ洵とに、授戒會の道場に於て、清淨食を施すの廣大無邊なる功德ある推して知るべきなり、

○第八章 巡堂之事

授戒の期日間は、毎朝小食（朝食）後、亦是午食後、直撞の僧手轡を鳴らし、戒弟の内最初の一人香爐を捧げ、香を燒き、戒弟一同を引て諸堂を巡ることあり、之を巡堂と云ふ、斯の巡堂は諸天善神に敬禮を表するものにて、則ち我等が禮拜加行せる道場は、我等が無始劫來の凡心を脱して菩薩の大戒を受け、諸佛の位に入るの華嚴界にて、三世の諸佛歴代の祖師、菩薩の降臨し給ひ、八百萬の護法諸天善神は、斯の道場境地を圍繞して日夜無間此の大戒授受の信者を加被觀念し給へば、吾等受戒の信者は、

毎日燒香して諸堂境内を巡りて、八敬禮感謝の誠意を表するものなれば、巡堂の時其の列を亂たさず、威儀を整へ、合掌して至心に「南無釋迦牟尼佛」若しくは「南無佛陀」等と觀念し、靜かに歩行して喧噪に渉るを最も慎むべし、

○第九章 生飯を出す事

斯の佛祖正傳の大戒を受る信者は、毎日午時の食時に當て、七粒程の飯を膳の脇に備ふる事なるが、毘奈耶雜事に曰く、「詞利帝母（俗に鬼子母神と云ふ）其の兒子殊に多く、五百人あり、而して此の帝母斯く多數の兒子に與ふべき食物は、單に他人の兒子を奪ひ掠め來りて之を多數の兒子に配與して食せしむ、時に釋尊此の帝母を教化せんと思し召し、神通を現し、兼て持たせる應量の内へ帝母の一兒を匿し歸り給ひしに、後ち帝母兒子の一人足らざるに心付、大に驚きて、諸方を尋ね求むるも見當らず、遂に釋迦尊の許に參りて、兒子の失なへるを歎き悲しむけるに、釋尊之を諭して仰せらる、に、其の許は多數の兒子あり、何ぞ一人許りの兒子の爲め歎き悲む可きぞと問ひ給ひしに、帝母の曰く、斯く多數の兒子を持つも其の愛情の心念は同一にして、怡も



覺手の二指を失へるが如く、其の苦痛の一なりと悟れば、釋尊之を諭して曰く、其の許は毎日他人の愛兒を捕て來りて自分の兒子の食物に宛つ、彼の喪なへる兩親の悲歎は幾許ぞや、今より人の兒子を掠り殺すこと勿れ、汝が兒子の食物は、吾が南閻浮洲には多數の弟子あり、此の者は毎日一人に七粒宛の飯を施さしむ、之を以て汝が兒子の食物とせよと、於斯佛弟子は七粒宛の施しを行ふを制し給ひければ、則ち佛戒を受は佛陀の位ひを獲可きもぬ、此の教示に依りて飯を施すなりと知るべし、

本宗授戒の要は、我等が無始劫來の罪業を消滅して菩薩の天戒を受け、佛位に入らざるなれば、懺悔滅罪は授戒の最要なり、茲に懺悔の法を記さんば、懺悔に二種ありて、一を「事」の懺悔と云ひ、則ち禮拜加行、期日を定して事を勤め、好相を看るとて何れ乎懺悔の題はる、造修行することなりとあり、亦禮拜唱贊して身口三業の上にて造りて罪業を消滅せしむる等なり、二を「理」の懺悔と云ひ、則ち普賢經に「一切の業、懺悔は皆な妄想が起る、若し入懺悔せんば、欲せば端坐して實相を觀すべし、業罪は

霜露の如く、惠日能く消滅す」と示し給へり、菩薩大戒を受けたる法師の前に於て、懺悔せる時は好相を看ざる妨げなし、則ちありて、今授戒の五日目に於て修行せる懺悔法は法師の前に於て修するものにて、深く不可思議の功徳を存せり、懺悔の心を以て之を勤むべし、(傳法以上の心得に著る事は爰に詳説するものにあらずれば之を省く)

○ 第十一章 登壇及び血脈の事

本宗授戒の懺悔及び登壇、並に傳戒の事は傳法儀規に關するものにて世に公示すべきものならずれば爰に詳説するを得ざるも、其の大畧を記すべし、此の登壇は六日目の三更に執行せるものにて、全く信心を凝らし禮拜加行怠りなき勤め、罪業消滅の懺悔の儀式暨ひたる者の外は、此の授戒の本道場に入るを得ざるなり、此夜教授道場の式及び大戒相傳の儀式あり、戒師親しく戒文を授けられ、戒弟能く之を保持せるを誓ひ了れば、戒弟の者皆な須彌壇の上に登せ、戒師、教授師、引請師蓋香して「衆生佛戒を受れば諸佛の位に入る、位大覺に同ふしたる、信どは是れ諸佛の御子なり」と讚歎圍繞せらる、之れ新佛位に入るの儀式にして、誠に稀有難思儀の法儀にして、本宗信者

成佛の正因とも稱するなり、亦此の夜、佛祖正傳の血脉を戒師より授與せらる、之れ則ち此の大戒を授持し佛位に登りたるの証にして皆な、昔時靈山會釋尊の前に於て展轉して相續せしより、直ちに展轉し來りて暖き手より暖き手に傳えられた佛陀の命根なり、誠まことに恭敬して之を頂戴すべきなり、

○第十二章 授戒會の初日

斯の菩薩の大戒を受けんとする者は、此の日午前八九時頃迄に戒場かいじやうに就き、自分の俗名及び戒名をも合せて着帳を請ふべし（始めて入戒し戒名のあらざるものは其の趣を戒場に申し添ふべし）此の日午前十時頃より「迎聖誦經」と稱して、本師釋迦牟尼佛を始め三世の諸佛、歴代の祖師菩薩を迎へ奉るの誦經あり、此の時鳴鈸、法鼓を打ち鳴らし三拜あり、戒弟（入戒者）の者は起て鄭重に禮拜を爲すべし、迎聖の誦經了りと「唱禮法式」若しくは「歎佛會」の啓建ありて禮拜あり、一同「南無三世諸佛」と高聲に唱て禮拜すべし○午前十一時頃より「上供誦經」と稱して午時の誦經あり、法體の善ぜんにて大乘だいじやう一同本堂ほんだうに出席して誦經あり、讀て午齋ちゆうさいを供養せるものあれば、施

主の讀經あり（施我鬼亦せがきまたは爾念の經）都て讀經の間は戒弟一同靜かに聽聞して互に談話すべからず、亦たばことを吸ふ可らず、而して戒師、教授、引讀の三師本堂さんしほんだうに出入せらる、時、戒弟は慇懃いんみんに敬かうひの心を用ひて向ふべし○午前十二時頃禮拜を了り、直壇より飯臺はんたい（晝食）の報告あれば、列を正しうして並ぶべし、夫より膳部整ひ誦經（食時の經）始れば至心に合掌して心に觀かんぎべし、此の時施齊せさいの疎讀しよくみ舉られ、亦其の齊を施したる施主躬しきしゆかうら「行香」と申して香燒き、戒弟一同の前面を巡らる（此れは佛法僧の三寶に歸依する方々に供養を致す、宜敷納受せられよとの義なり）此の時合掌して敬の心を表すべし、次に七粒程の飯を取りて飯臺の先さきに置くべし（前に詳説せり參照すべし）誦經了りて直壇、齊さいを施されし施主の名を報告して法鐘一聲を鳴らせば一同箸を執りて食に就くべし、凡そ授戒中の食事は吾等が佛戒を受け、佛陀の慧命を相續し、法身を長養する爲めの食事なれば、謹みて行儀を正しくし、倉卒亂雜そうそくらんざつに涉る可らず、本宗の修行は「修証一如」と稱して、吾人の食事なり、業務なるが、直に佛法の理に契あはふを尊たつぶものなれば、斯の食事するも、洗面するも、禮拜供養と同一な

る功德あるものと心得て勤むるものなればおちつきて食事すべきなり、夫より食事了りて能く口を嗽き休憩して、亦禮拜すべし〇午后三時頃より説教を始めらる、此の説戒の説教は「三歸戒、懺悔文、十重禁戒」等の諸戒法を繕きものとして説教し給へるものなれば、最初より欠席なく聽聞する様心掛く可し〇午后四時頃より誦經のりて、藥石（晩食）の齋を供養せる者あれば亦其の誦經あり、了つて藥石の飯臺にて（食事は晝の如く、然し晩と朝は七粒の飯を執らす）一同食事了れば「壇上禮」並に「佛祖禮」と稱して壇上に祭り奉りたる釋迦牟尼佛を始め三世の諸佛、歴代の祖師菩薩を禮拜する緊要の拜あり、戒弟は鄭重に之を勤め、夫より直壇の指揮に隨ひ歸宅するも、其の所に休憩するも差支なし、夫より戒師の規則により坐禪するもあり、誦經するもありて一様ならず、

〇第十三章

二日目

授戒中は何れも、三時四時に晨起し、隨天の坐禪あり、亦「唱禮法式」、「歎佛會」等ありて禮拜あれば、可成早朝より參詣すべし、午前六時頃より朝課の誦經あり、續て説教ありて後ら「歎彌陀經」及び「小食（朝食）供養の誦經あり、續て戒師の教授、引請の三師朝參の問答及び禮拜あり、一同起て三拜すべし（此より直壇の都合にて戒弟の順列を定むることあり、亦三日目に之を定むることあり時の宜しきに從ふ、既に席順定りたる止は、戒弟各々に自分の席次を心得、飯臺の時一同の場所に坐すべし）次に直壇の報告あれば、飯臺の列に坐し朝食に就くべし（作法は初日に示す如し）食事了りて後ら、靜に起ちて休憩、口を嗽きて禮拜に怠たらざるべし、夫より午時の誦經、午時の飯臺、午后の説教都て初日の順席にして別段に異らざるべし、

〇第十四章 三日目

法會の法式、戒弟の勤めは前日に異ならず、故に此に畧す

〇第十五章 四日目（中日）

朝來の勤めは都て二日目の如し、此の日は既に七日間の中日にて、戒金を容納する期日なれば、先戒金を調へ、紙に封じ込、自分の姓名を記して懷中に納め、飯臺（朝食）の坐席に就くべし、食事の法は前に説ける如く、食事了りて巡堂あり（前章に詳説す）

戒弟一同加行位に就き、坐しなから三世諸佛を禮拜す。此の時より漸次戒金容納に導く。爰に於て戒金を納め元の坐席へ降り禮拜すべし。夫より午前の説教あり、其中の簡経は都て前日の如し。此の日午后には參詣最も多く、一層混雜するの日なれば、所持物の紛失せざる様豫じめ注意を要すべし。藥石、飯臺及び佛祖禮等の勤めは前日と全じ。

○第十六章 五日早

此の日は既に四日目に到りて、初めて授戒に入りし信者も悉々に説教を聽聞し法義の旨も七分通りは了解し、禮拜加行も何んもなく勤められ、三世諸佛を唱ふる聲もはからかにしてなれたり。早朝よりの勤めは前日にかはりなく、小食の飯臺わりて巡堂ありて、戒弟一同加行位に並び、直壇より今晚懺悔式の順序報告ありて後ら、請戒師の式あり、此れは戒師に向ひて、菩薩の大戒を授け給へと申請するの式にて、戒師和簡には本堂の正面に椅子を寄らる、男僧一人、尼僧一人、善男一人、善女一人、戒弟一同に代りて焼香して授戒を申請す、此の時一同合掌すべし、亦次に教授師、引請師

又對し前の如くして各三拜するなり。夫より晝間の法要は前日の如し、藥石飯臺後直ちに巡堂ありて懺悔道場と成りぬ。故に此れは傳法の儀式に關するものなれば爰に詳説せざ。

○第十七章 六日目

早朝よりの勤行は前式と異ならず、小食(朝食)飯臺の後ち巡堂あり、亦晝間の禮拜加行は前日の如く、午時晚食飯臺の前に白無垢に衣服を替へ、登壇の支度を整へ、所持物は直壇索へ預けるべし。藥石飯臺了りて巡堂あり、大戒を受くるの儀式と爲る、此の儀式の間、巡堂數回あり、靜かに列を亂さざる様心掛くべし、而して此の儀式の道場に入るには、婦人は衣裳を短く着くるべし、亦道場内は、幕を三重に張られば、熱氣を增すものなれば、豫じめ注意すべし、登壇及び血脉授與の法式了れば、直壇より報告を聽き、徐ろに起つて血脉等取り失はざる様心掛くべし、此の夜の儀式を詳説すべしなれば、此の儀式は傳法以上の式にて思誦すべしものなれば、故ら此に詳説せず。

○第十八章 七日目

此の日は早や満日に際し、早朝よりの勤行は前式の如く、小食飯臺の後ち巡堂ありて直に戒師、教授、引請の三師へ謝禮の式あり(五日目請戒師式の如し)夫よと無縁の大施我鬼會及び午齋の誦經ありて後ち、三世諸佛見送りの誦經(初日迎ひの誦經の如し)ありて、戒弟一同三拜するなり、次に完戒上堂の法式あり、戒弟一同戒師を送りて各々歸途に就くべし。

情て此れにて、佛祖正傳の菩薩大戒を受けたる身の上なれば、吾等此の身は佛陀の位に登りたるものなれば、是より以後の吾等の行住坐臥、平常の勤めは、此の大戒相續の心念を忘れず、慈悲の心念を先きに立て、利生の念を運びて一切の物機を利益せんものと願ひべし、而して上み佛陀及び祖師菩薩に對しては、報恩謝徳の念を怠らすし、勉むべきなり。

○第十九章

授戒會戒金容納の事

斯の授戒會に、就きたる戒弟は、戒金と稱して若干の金錢を、直據寮へ納むるとあり

是れば七日間の、賄料や、支度代でも、拂ふ如き心得を持つものあり、之れ大なる間違ひにて、菩薩の「四攝法」に云へるもの一に「布施」と云へることあり、則ち「布施」とは、梵語に「檀波羅蜜」と云ひ、和語に「はごこし」と謂ふ「惠む」の義なり、而して此の施しに「財施」と「法施」の、二種ありて、則ち僧侶は、法施とて釋尊の法寶を、在家の信者に施せば、亦在家の信者は、財施と名け、則ち金錢を、僧侶に施すなり、眞宗にては、法禮と稱せり、此の辭は最も能く、意味を説き明せり、則ち佛法の、法を受たるの禮と云へる義なり、則ち戒金と謂へるも、其の如く、此の授戒の道場に於て、清淨離塵の法門を承り、佛祖正傳の大戒を受け、學文の智慧に依らず、三祇百大劫の修行を用ひすして、直に此の道場に於て、妙覺果滿の佛位に登り亦高祖承陽大師の、御教示の如く、此の三際を超越するの戒法を受るものなれば、此の貴き御法を受たる、其の御禮謝として施すものなり、故に恭敬の心を用ひ、此の釋尊に得て納むべきなり、亦授戒中は、戒師、教授、引請の三師及び直壇の方々、並に一會の僧衆には、皆な在家信者、則ち戒弟の人々の爲め、戒法を受けらるの補助せらる

あるのなれば、報謝の念は怠たらしぬ様、心掛めるべし

○第二十章

授戒中説教に就ての心得

授戒中の説教は、重むに授法を説き、在家信者の戒弟をして、能く佛祖正傳、菩薩大戒の旨合ひ及び戒相を充分了解せしめ、一度授戒に就き、佛戒を受けたる上は、以後の世語り、日暮しは、皆な佛法の、法ならしむと謂ふが、本宗の要言なり、説教の要目に、左の件々なれば、戒弟の人々は、此の本文を披きて、能く説教を聽問すべし、

懺悔之文

(第一句)我昔所造諸惡業

(第二句)皆由無始貪瞋癡

(第三句)從身口意之所生

(第四句)一切我今皆懺悔

三歸戒

(第一句)南無歸依佛

(第二句)南無歸依法

(第三句)南無歸依僧

(第四句)歸依佛無上尊

(第五句)歸依法離塵尊

(第六句)歸依僧和合尊

(第七句)歸依佛竟

(第八句)歸依法竟

(第九句)歸依僧竟

三聚淨戒

(第一)攝律儀戒

(第二)攝善法戒

(第三)攝衆生戒

十重禁戒

(第一)不殺生戒

(第二)不偷盜戒

(第三)不邪淫戒

(第四)不妄語戒

(第五)不飲酒戒

(第六)不說過戒

(第七)不自讚毀他戒

(第八)不慳法財戒

(第九)不瞋恚戒

(第十)不謗三寶戒

以上

○懺悔式の時戒師の前に抵り一拜して心を沈め靜に左の語を唱ふ

障罪無量

授戒の心得 大尾

其 中 堂 發 賣 假 名 御 經 類

○大般若理趣分あひ山版	三十錢	○三同契寶鏡三昧	三錢
○全 松本版	十五錢	○佛說因果經	六錢
○全 出雲寺版	廿五錢	○禪宗日課經	三錢
○金剛經小本点付	八錢	○壽量品和訓	二錢五厘
○楞嚴呪	五錢	○曹洞教會修証義	四錢
○隨喜稱名決義三昧	五錢	○正法眼藏法華轉	六錢
○永平祇園正儀	三錢	○血盆經國讀	三錢五厘
○甘露門	五錢	○般若心經訓讀	二錢
○佛遺教經和訓	八錢	○延命地藏經	三錢
○便吟証道歌	十錢	○觀音經普門品	三錢

右の外禪宗の御經は勿論各宗御經講式類各種諸品有之候間御注文願上候

明治廿八年二月五日印刷  
全一 年全月十二日發行

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

愛知縣名古屋山町番外梅屋寺  
著述人 水野道秀  
愛知縣名古屋市門前町十七番戸  
發行人 三浦兼助  
愛知縣名古屋市伏見町三十三番戸愛都社  
印刷人 吉田源次郎

○ 其 中 堂 藏 版 書 目

- 佛敎通俗十七宗綱要(再版) 伊東蓮窓著 正價拾五錢 郵稅二錢
- 「各宗の大意を極、わかり安く書きなせし書にて、佛敎大意とも言ふべきか……」
- 通俗原人論講義 水野道秀著 正價廿五錢 郵稅四錢
- 「本書は原人論を頗る解し安き様講義せられしを筆記せしものなり」
- 佛敎和讀三百題(中本全三冊) 伊東蓮窓著 正價卅五錢 郵稅四錢
- 「本書は地獄、觀音、血盆、刈萱、ね七、鳴戸等の和讀を大集せしものなり」
- 大乘洒落禪 石塚無佛著 正價拾五錢 郵稅二錢
- 「本書は禪學の粹を面白れかしく平かな文にて書きなせしものにて……」
- 唯識佛敎心理學 漢口雲根著 正價貳拾錢 郵稅四錢
- 「本書は唯識の初歩とも言ふ可き書也○唯識百法の圖と西洋心理と對照せしむ」
- 増補日本佛敎史 田島任天著 正價廿五錢 郵稅四錢
- 「本書は吾國へ佛敎の渡來せしより明治廿一年迄の略歴史」

其中堂藏版書目

○淫祠十一教會

伊東蓮憲著 正價三十錢 郵税六錢

○實際辯斥天理教

林 金瑞著 正價拾錢 郵税二錢

○佛部 耶蘇大敗北(再版)

梅原憲山著 正價十五錢 郵税二錢

○居士 破邪金輪

鬼頭祖訓著 正價拾五錢 郵税二錢

○釋門 記事論說

小林無雷著 正價廿四錢 郵税四錢

○評註 心學一夕話(三版)

石塚無佛編 正價拾五錢 郵税二錢

○評註 心學道の楽(三版)

石塚無佛編 正價拾五錢 郵税二錢

○說教心の種(三版)

伊東蓮憲著 正價廿五錢 郵税四錢

○說教心の種第二編

伊東蓮憲著 正價廿五錢 郵税四錢

○說教洒落囊

伊東蓮憲著 正價廿五錢 郵税四錢

○校正 隨意說教

岸上恢嶺著 正價拾錢 郵税二錢

○校正 說教言々海

菅原智洞著 正價拾五錢 郵税四錢

○校正 人となる道

慈雲尊者述 正價八錢 郵税二錢

○古今 三大家說教(再版)

山田玄山著 正價廿五錢 郵税四錢

「以上の三書岸上の隨意說教智洞の言々海慈雲尊者の人となる道を合併せしもの



○改良新撰說教學(縮刷再版)

小澤吉行著 正價廿四錢 郵税六錢

「右は各宗の説教法話の獨り稽古とも言ふ可き書

○佛教新說教

森 貴之著 正價貳拾錢 郵税四錢

「抑も本書を臨時進化の新說教なりと自負する所以を言はば……

○因縁說教の槩(三版)

小澤吉行著 正價貳拾錢 郵税四錢

「一冊の小冊子よく百座、二百座の説教を思ふが儘に述べ得らるゝと……

○西洋因縁說教の槩

小澤吉行著 正價二拾錢 郵税四錢

「最新なる西洋の因縁を網羅して殘す處なく、吾が教理に合せ説きし書……

○佛教辨達の術(三版)

拈華蓮窓著 正價二拾錢 郵税二錢

「これも又佛教演說の獨稽古、數題の演說に標註を加へし書なり……

○佛教演說軌範(三版)

伊東蓮窓著 正價拾五錢 郵税二錢

「一名佛教演說の獨稽古とも言ふ可き珍書でござる……

○滑稽演說會(三版)

藤井東洋著 正價拾二錢 郵税二錢

「サア大評判の面白演說お坊様や居士方の内幕あはさ、オハなる……

○全第二回(再版)

小澤吉行著 正價拾二錢 郵税二錢

「これは外教者の内幕……計りではなる、面白れかしく佛教の眞理を述べたり

○全第三回

小林無翁著 正價拾二錢 郵税二錢

「本書は初回二回の通り各大家の筆になりしものにて時弊を一々論難せし書

○一口僧侶の辨護(再版)

伊東蓮窓著 正價八錢 郵税二錢

「坊様方の至極都合のよき事ばかり書しものにて……

○佛教各宗管長演說

伊東蓮窓著 正價拾五錢 郵税二錢

「各宗管長の卅六席の演說を編輯せし者にて佛教演說の標準とも言ふ可き書

○佛教四恩の解

覆本道樹著 正價拾五錢 郵税二錢

「本書は四恩十善の大意を言文一致の筆を以て頗る解し安く記せし書

○言文材料譬喩漫錄

楠 瑞綠著 正價二十錢 郵税四錢

「本書は和漢の群書より「たとへ」となるべき談柄を五百種蒐集せしものなり

○眞偽判別日蓮深密傳

伊東蓮窓著 正價二十錢 郵税四錢

「來れ日蓮宗の信徒來れ來つて日蓮の人となり日蓮宗の組織を知れ

○未來佛教滅亡論(三版)

田島任天著 正價二十錢 郵税二錢  
「來れ、來つて一本を播き吾が、佛教の將來を知れ……」

○佛教不滅亡論

萩倉夢笑著 正價二十錢 郵税二錢  
「來れ、來つて不滅亡論を一讀し、吾佛教の將來を知れ……」

○通俗因明學(再版)

伊東蓮窓著 正價拾二錢 郵税二錢  
「因明は印度の議論法なり、本書は西洋の論理學と對照比較せし珍書なり……」

○足立普明意見書

足立普明著 正價六錢 郵税二錢  
「師が滿腔の熱情は溢れて一編の意見書とはなれり、宗教改良家は一讀せよ」

○尊皇奉佛大同團

小澤吉行著 正價拾錢 郵税二錢  
「大同團に對する各新聞の議論を網羅し、夫れに著者が意見を加へ評せし書」

○印度古代哲學(再版)

中嶋弘毅著 正價二十錢 郵税二錢  
「釋尊以前の印度の哲學、一名通俗金七十論とも言ふべき歟……」

○哲學大意(再版)

田嶋任天著 正價八錢 郵税二錢  
「哲學の初門……其大意を簡單に解し安く書きなせし珍書……」

○哲學論評(再版)

青江覺俊著 正價拾錢 郵税二錢  
「哲學諸大家の演説を編集し、夫れに論評を加行へり……」

○哲學問答(再版)

田島任天著 正價拾五錢 郵税二錢  
「哲學の歴史哲學の要領とも言はん歟……」

○雜頭俳借秘事大全(再版)

松井鶴美著 正價廿五錢 郵税四錢  
「本書は發句俳借の秘事口傳を惜し氣も無く書き記せしものなれば……」

○三十日間將基獨習新法(再版)

濱島瀧水稿 正價廿五錢 郵税六錢  
「本書はわづか三十日間の修行にて初段以上に上達す新發明の習古本なり」

○新按高等將基秘訣

天野宗步稿 正價廿五錢 郵税六錢  
「本書は駒組を初め四枚落以下手合迄の新定跡五十有餘を教ふるし珍書なり」

○通俗論理學(再版)

相良常雄著 正價二拾錢 郵税四錢  
「本書は論理の蘊奧即ち解し難たき箇所に物假名を施こし懇篤に書き記せし書也」

○ふり取引の秘傳

聞天居士著 正價五十錢 郵税六錢  
「本書は米の賣買を初め取引上の秘傳、一讀せば百戰百勝敢て疑ひなかるべし」

○米商必携相場大全(再版)

聞天居士著 正價五拾錢 郵税六錢  
「本書は相場に係る政府の更迭又は天象外交の變等一も漏らさず記るせし書

○八木相場秘傳集

聞天居士著 正價卅五錢 郵税六錢  
「本書は米商人の豫て心得居るべき賣買懸引の一大秘密を記載せし書なり

○或門止啼錢(大本全三冊)

大珍禪師著 正價四拾錢 郵税拾錢  
「本書は法華、般若、三部經等の大意を愚俗にわかり安く説きなせし書なり

○大藏却論(大本全三冊)

獨一道人輯 正價四拾八錢 郵税拾錢  
「本書は一大藏經の内より珍談奇話を拔萃し蒙求の体裁に書きしもの

○般若心經忘算疏(大本全一冊)

寶泉禪師著 正價拾五錢 郵税四錢  
「本書は有名なる寶泉師が懇ろにせられし心經の注譯書なり

○般若心經靜座談(半紙本一冊)

如是庵主著 正價拾二錢 郵税六錢  
「本書は平かなを以て心經の大意を頗るわかり安き様注釋せられしものなり

○首四大師注心經(大本全一冊)

山田大應著 正價十五錢 郵税四錢  
「本書は道隆、玄虎、永覺、爲霖の四大家の注せられしを一本とせしものなり

○冠註信施論(大本全一冊)

至遊和尚著 正價十二錢 郵税二錢  
「本書は故面山老師の原著に安齋院方丈の冠註傍訓を加えられし書なり

○龍頭證道歌(大本全一冊)

濤 聽水著 正價十二錢 郵税二錢  
「本書は濤老師が懇篤に句讀及び訓点を訂正し尙龍頭を加へられしものなり

○冠註佛教經(大本全一冊)

笠間龍跳著 正價十二錢 郵税二錢  
「本書は東明本に依て頭書を添削し鼎山師の訓点の誤謬を正せし書なり

○西國三所御詠歌假名抄(半紙二冊)

小關泰法著 正價廿五錢 郵税四錢  
「本書は御詠歌に傍訓を加え又片假名文を以て古人未發の注解をなせし書

○一珠珊瑚禪話(半紙本二冊)

小坂井氏著 正價廿五錢 郵税四錢  
「本書は禪學の深甚微妙なる玄理を滑稽の筆を以て面白く書きなせしもの

○白隱假名華(半紙本二冊)

白隱禪師著 正價廿五錢 郵税八錢  
「本書は夜舟閑話、ホコリタ、キ、辻談義、粉引歌、施行歌等を編輯せしものなり

○禪海沙金集(中本二冊)

志摩道人著 正價十五錢 郵税四錢  
「本書は禪偈を作る材料書にして雲納一日も欠く可からざる良書なり

○群雞一鶴(半紙本全一冊) 足立普明著 正價拾五錢 郵税四錢  
「本書は普明師が熱涙をろ、いで耶蘇教を攻撃せられし活潑の書なり

○<sup>高祖</sup>大師行狀曼荼羅略記(半紙本一冊) 秀玉和上著 正價拾二錢 郵税二錢  
「本書は弘法大師曼荼羅略記に説明せし書にて最も正確なる弘法一代記なり

○百番御園の箋(半紙二ツ切) 一番より百番まで○一番十枚ツ、にて千枚正價  
八拾錢郵税二十錢○稻荷、地藏、観音、弘法、聖天なに様にて都合よくなり居候

○儀規本帙入全三冊 上絹帙絹表紙(天印) 六十五錢 郵税六錢 ○全寒冷沙帙全表紙  
(地印)四十五錢郵税六錢○全紙帙紙表紙(人印)三十五錢郵税六錢其他種々

○過去帳 大形四方金塗板表紙上等壹圓廿五錢以下數十種出来せ有之候尙御經下の  
白の折本各種出来合有之候間御注文願上候

○千部阿彌陀經 大形赤表紙上等千卷五十圓小賣一巻七錢五厘より右出来合有之候  
間御注文願上候

○<sup>今抄</sup>入宗教双六(政紙二枚つき) 伊東蓮忍著 正價十錢 郵税二錢  
「本書は實に面白き双六にて遊戯三昧の中知らず誦らす各宗の大意を知る……」

最大新版 連夜説教 壹冊拾陸

○佛教小説○○讀切物語○○各々一冊○○  
○定價廿錢○○郵税四錢○○毎月發行○○

○彌陀次郎 淀一口長者の  
因縁

○梅若丸 隅田川木母寺  
の因縁

○三莊太夫 由良の凄千軒  
長者の因縁

○さよよ姫 道成寺鐘の因  
縁

○松崎大尉 日清韓關係并  
大尉戦死の因縁

○本多善光 聖徳太子、善  
光寺の因縁

右六種發行す、右六冊一纏に御注文に相  
成候は、郵税共七十五錢に御座候

○中將姫 蓮の曼荼羅の  
因縁

○文覺上人 婆伽御前、類  
朝の因縁

○楠正成 公か義勇奉公  
の死を遂げし因縁

○熊谷直實 道生發心、教  
盛の因縁

○西行法師 武術問答銀の  
猫の因縁

○鐘崎三郎 氏や佛弟子の身と  
して軍中大探偵と  
なりし因縁

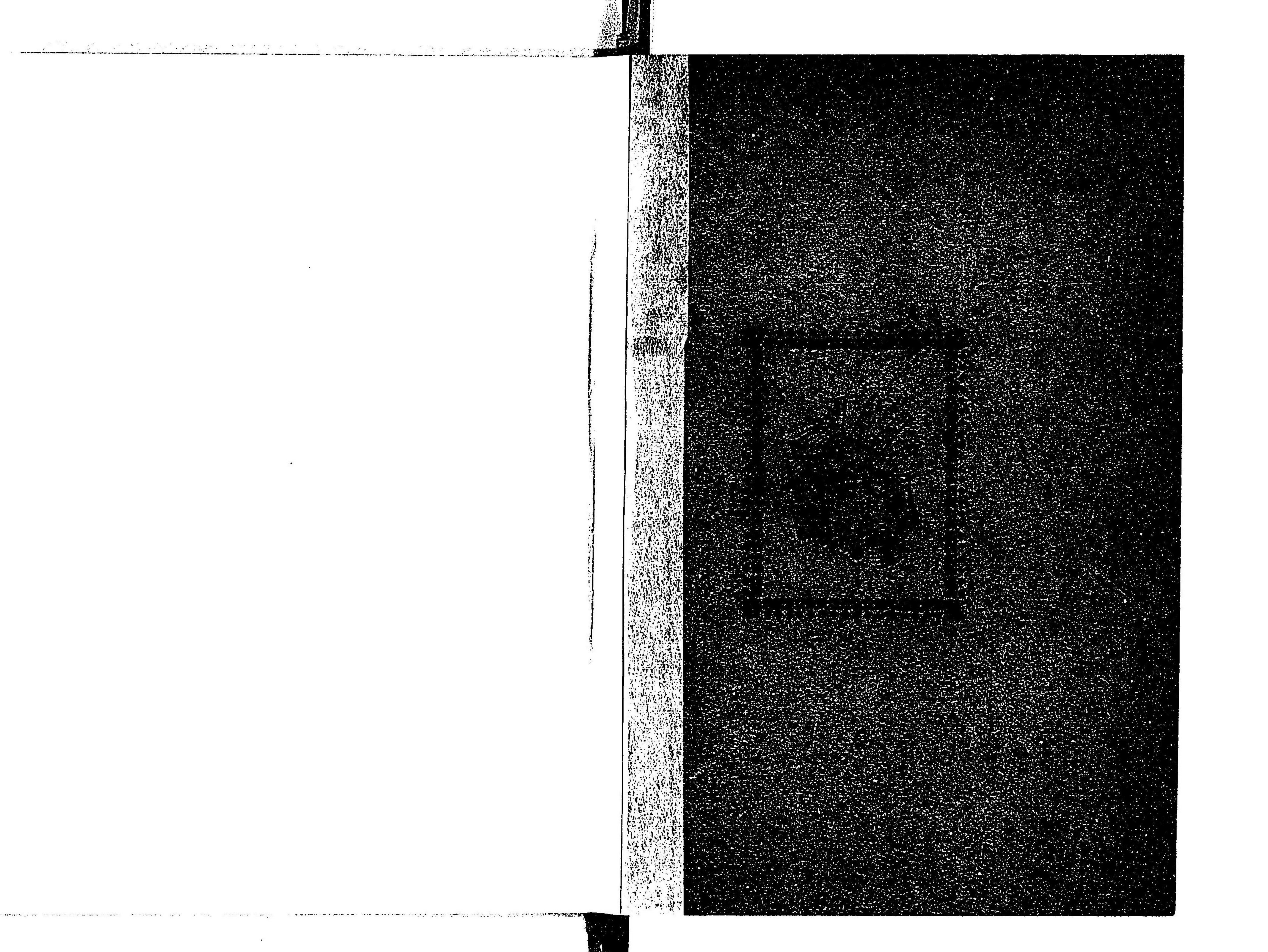
○石童丸 苅屋物語、高  
野山の因縁

○さくら姫 清水寺清玄の  
因縁

○法界坊 二人おくみの  
因縁

以上近刊の豫告◎尙漸次刊行するは







特51

270

授戒の心得

国立国会図書館

016280-000-7

特51-270

授戒の心得

水野 道秀/著

M28.2

ABD-0161

